

事務連絡
令和5年3月27日

各
都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

厚生労働省医政局研究開発政策課

医療法等において定期的に実施することが求められる業務等について（周知）

医療法（昭和23年法律第205号）等において定期的に実施することが求められる業務等については、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う医療法等において定期的に実施することが求められる業務等の取扱いについて」（令和2年5月12日付け厚生労働省医政局総務課ほか連名事務連絡。以下「令和2年事務連絡」という。）において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた取扱いを示していたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、令和2年事務連絡を廃止することとしました。

なお、令和2年事務連絡が廃止された後においても、令和2年事務連絡「1. 医療法で規定された委員会及び研修等について」に列挙されている委員会及び研修等については、従前通り、オンラインで行う等の対応も可能であること及び令和2年事務連絡「3. 特定機能病院及び地域医療支援病院による紹介患者への医療の提供について」の取扱いは、令和4年度実績分についてまで適用することを申し添えます。

貴職におかれましては、これを御了知の上、貴管下の医療機関に対し、周知方お願いします。